

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第43号

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表第5（第2条第5項関係）		
種類		額
法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用認定申請に対する審査手数料		120,000円
<u>法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請に対する審査手数料</u>		<u>27,000円</u>
<u>法第43条第2項第2項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請に対する審査手数料</u>		33,000円
（略）		
法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物建築許可申請に対する審査手数料		120,000円
<u>法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物建築許可申請に対する審査手数料</u>		<u>160,000円</u>
法第86条第1項の規定に基づく一団地の建築物の特例認定申請に対する審査手数料	建築物の数が2以下である場合	78,000円
	建築物の数が3以上である場合	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(略)

改正前

別表第5 (第2条第5項関係)

種類		額
法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用認定申請に対する審査手数料		120,000円
法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請に対する審査手数料		33,000円
(略)		
法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物建築許可申請に対する審査手数料		120,000円
法第86条第1項の規定に基づく一団地の建築物の特例認定申請に対する審査手数料	建築物の数が2以下である場合	78,000円
	建築物の数が3以上である場合	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
(略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市整備部建築指導課)